

第9回大空町農業委員会総会議事録

令和3年3月26日 第9回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司
8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二	10番 福田重幸
11番 真鍋剛	12番 増子昭雄	13番 福田英信
14番 原本勝広	16番 石原せつえ	17番 佐野一義
18番 渡辺誠	19番 高橋敬義	20番 佐久間仁
21番 仲西政克	22番 岡本シゲ子	23番 丹羽真治
24番 石田正俊		

(2) 欠席者

7番 伊藤博幸	15番 遠藤哲也
---------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主事 片山樹弥	主事補 河面玲央
----------	---------	----------

第9回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第9回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 大空町農業委員会憲章の朗読につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は、委員の皆様におかれましては、寒い中また何かとお忙しい中、第9回総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日も先月同様、女満別研修会館大会議室で行うことといたしました。先月の総会では隣の委員さんとの席が近いとのご指摘もございましたので、今回はこのような席の並びにしましたことをご理解よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>去る21日に、政府によりまして2ヶ月半継続されておりました緊急事態宣言が解除され、新規感染者は減少傾向にありますが、変異株の感染・リバウンドの懸念もあります事からも、各種総会・研修会等の開催や出席等は、委員の皆様と協議しながら執り進めていこうと思ひますので、これからもご理解ご協力の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、今週に入りまして暖かい日が続き、急速に雪融けが進みまして、畑の冠水・土砂の流出等の被害が見受けられる畑もございます。被害がある方にはこの場をお借りしてお見舞い申し上げます。本格的に色々な作業が始まると思ひますが、お怪我・事故等の無いようお氣をつけてください。</p> <p>簡単ではございますが開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>2月26日開催の第8回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第9回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時34分)</p>

井上局長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、22名であります。 伊藤委員、遠藤委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計6件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、16番石原委員、17番佐野委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和3年3月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、1ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和 3 年 3 月 2 6 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 2 号 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に牛舎を建設したいとの農地転用の申請があったものです。第 1 地区農業委員さんにより 1 2 月 3 日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第 4 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。図面については、2 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 4 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては12月3日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第2号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和3年3月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件については、貸主の規模縮小に伴い新規に賃貸借を設定するものです。図面については、3ページのとおりです。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.2haです。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いしま</p>

	す。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 2 番朗読】</p> <p>2 番については、更新の案件となります。また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、124.1ha です。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号利用権設定関係 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>【議案第4号利用権設定関係1番及び2番朗読】 1番及び2番につきましては、12月の総会で買入協議、1月の総会で利用集積の決定の議決を頂いた案件です。詳細はその際に説明しましたので、今回は省略いたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号利用権設定関係1番及び2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 片山主事。</p>
片山主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和3年3月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上でございます。</p>

石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。

(午後 1 時 4 9 分)